

令和 8 年（2026 年） 6 月 2 9 日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 1 7 条及び個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問について(答申)

令和 8 年 1 月 2 8 日付け姫財第 3 号及び同年 3 月 1 2 日付け姫財第 6 号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

姫路市長が令和 7 年 1 0 月 1 6 日付けで行った行政文書非公開決定（姫路市指令市税第 4 号）及び保有個人情報の開示をしない旨の決定（姫路市指令市税第 5 号）についての審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

姫路市長（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が令和 7 年 10 月 16 日付けの姫路市指令市税第 4 号で行った行政文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）及び姫路市指令市税第 5 号で行った保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件不開示決定」という。）（以下これらを「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和 7 年 10 月 8 日付けで、「〇〇の平成 27 年、平成 28 年及び平成 29 年分の市民税・県民税・所得に関する「所得回答書」等」について姫路市情報公開条例（平成 14 年姫路市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定による行政文書公開請求及び「〇〇の平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年分の市民税・県民税・所得に関する所得回答書」について個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定による保有個人情報開示請求（以下これらの請求対象を「本件請求対象」といい、これらの請求を「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和 7 年 10 月 16 日付けで、本件請求に対し、本件請求対象は、保存期間を経過し、廃棄済みであることを理由として本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和 7 年 10 月 24 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件非公開決定を取り消す。
- (2) 本件不開示決定を取り消す。
- (3) 本件請求対象について更に調査を行い、開示すべき旨の裁決を求める。
- (4) 資料 10（審査請求人の提出資料を指す。以下同じ。）記載の徴収額に係る賦課決定等を取り消す。
- (5) 資料 10 の徴収額の算定根拠を示す賦課資料その他の関連行政文書の再調査及び開示を命ずる裁決を求める。
- (6) 資料 10 の徴収に対応する課税処分が存在しないことの確認を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書等の内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 事案の概要

母親の死亡に伴い、経営権その他財産権を確認するため本件請求を行ったが、本件処分がなされた。姫路市が母親の経営権取消処分をした蓋然性が高いことから、本件請求対象の存否及び処分経緯を明らかにするため、審査請求を行った。

## イ 本件請求の目的

姫路市は、審査請求人及び母親に対し、経営権に関する行政手続きを実施したとみられるが、事実関係の説明を拒否しているため、当該行政手続き又は行政判断の基礎となった処分の有無及び内容を確認する必要がある、仮に母親の経営権取消処分があった場合は、違法な行政行為である。

## ウ 不開示理由に対する反論

### (ア) 行政文書不存在の認定の誤り

経営権取消に係る行政手続き及び記録について「廃棄済みで存在しない」との理由付記を行っているが、平成27年以降、経営者に関する判断が繰り返し行われ、その判断結果が市民税・保険料等の行政処理に反映されている事実が確認されるため、当該判断過程を記録した行政文書が作成・保存されている蓋然性が高く、条例の解釈及び運用基準を誤った違法がある。

### (イ) 行政機関の文書作成義務の違反

地方自治法第2条第14項（原文ママ）及び姫路市が定める文書管理条例（原文ママ）に基づき、行政機関は処分・決定等に関する経緯を記録すべき義務を負う（公文書管理法4条、5条）。仮に文書が存在しないのであれば、文書作成義務違反であり、本件処分は行政の自己拘束原則に反して違法である。

### (ウ) 理由の不備・審理義務違反

本件処分の通知は、「廃棄した資料とは何か」「調査経過（どの部局・記録を確認したか）」が具体的に記載されておらず、条例第7条（原文ママ）の理由提示義務に違反し、実質的な不服申立ての権利行使を妨げるものである。

### (エ) 実質的な処分性の存在

姫路市は本件請求対象の開示を拒んだが、外形上、行政が経営権を「取消した」との客観的事実が認められ、公権力の濫用の疑義がある。

### (オ) 正当な理由なく開示を拒めない（条例10条）（原文ママ）

同条は正当な理由があれば開示しない決定をできるが、理由の明示が必要である。本件処分の通知における理由付記は、姫路市が経営権を変更又は取消す処分を行ったか否かの確認を妨げるものであり、その判断過程・法的根拠を明示していないため、本件処分には、条例第10条及び第7条（理由付記義務）（原文ママ）に反する違法がある。

## エ 結論

本件処分は、事実認定の誤り（調査不尽）、文書作成・保存義務違反、理由付記義務違反を含み違法であるため、行政不服審査法45条1項（原文ママ）に基づき、本件処分の取消しと、再調査・再決定（開示）を命ずる裁決を求める。

## (2) 反論書

### ア 弁明書における事実認定の確定とその法的帰結

処分庁における事実認定の受け入れ（本件開示請求の目的の達成）、本件開示請求の必要性（実質課税による引直しの有無と算定根拠の確認）及び実質課税の法理の正しい解釈について。

### イ 本件処分の違法性と説明責任の放棄

現在進行中の徴収事務と文書保有義務及び証明責任と適正手続きの欠如について。

ウ 国税との随伴性および行政文書管理義務の違反

国税係争の継続と保存期間延長義務の懈怠、徴収事務継続に伴う「現用文書」としての保有必然性及び実質課税の誤用と徴収額の正当化不能について。

エ 結論

処分庁が弁明書において明言した「〇〇の法的地位を変更又は取り消す処分は存在しない」との事実認定は、請求人に対する課税及び徴収の正当性を自ら否定するものであり、「廃棄済み」を理由として算定根拠資料の不存在を主張することは、現に行われている徴収事務との間で自己矛盾を生じさせ、情報公開制度が予定する説明責任の放棄である。よって、本件処分はいずれも取り消されるべきであり、処分庁に対し、職権による関連文書の再調査、算定根拠等の資料の特定、適法に開示する裁決を求める。

(3) 請求の趣旨の追加申立書

ア 請求の趣旨を追加する。

1 (4)から1 (6)まで (以下「本件追加申立」という。)

イ 請求の趣旨の追加の理由

本件処分の適否を判断するにあたり、前提として資料10記載の徴収額の算定根拠となる賦課資料等が存在するか、当該徴収がいかなる課税処分に基づくのか (処分の存否)を確認する必要がある。

(4) 請求の趣旨の追加の補足意見書 (本件追加申立に係る内容)

審査請求の目的は「課税処分の取消し」であり、1 (4)及び1 (6)は課税処分の取消しを求めるもので、審査請求の核心であり、1 (5)は課税が適法であるか否かの課税要件を確認するものである。訴訟判旨に鑑みれば、本件追加申立すべてを併合して審理することが不可欠である。

(5) 反論書2 (本件追加申立に係る内容)

ア 弁明書の整理と本件の争点

処分庁の答弁の要旨、処分庁が「本件対象外」とする部分及び本件審査で判断すべき核心事項について。

イ 処分庁の「本件対象外」主張に対する反論

本件課税 (資料10に対応する課税処分をいう。以下(5)において同じ。)の適法性の確認は却下の対象とはならない、資料開示と本件課税は密接不可分であること及び審査請求制度の空洞化について。

ウ 課税処分の説明責任

本件課税の賦課理由の説明義務及び本件課税の理由不備による違法について。

エ 審査請求の補足説明

本件課税類型に係る要件の瑕疵の存在及び国税資料の瑕疵と随伴性の限界について。

オ 結論

現状は真偽不明であり有効な課税とは認められない。よって、本件課税に対応する課税処分の算定根拠資料及びその基礎となる事実関係について、処分庁に再調査を求め、適切な審理を行うべきである。

第4 諮問庁の説明の要旨

1 処分庁の主張

(1) 本件処分の理由

住民税賦課資料の保存期間は、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5第7項には「偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まですることができる」と規定されていることから7年と設定しており、請求対象の平成29年分以前の所得に係る住民税賦課資料は廃棄済みのため、条例第10条第2項の規定により行政文書非公開決定処分を行い、また、法第82条第2項の規定により保有個人情報の開示をしない旨の決定処分を行ったものである。

(2) 審査請求の理由についての検討

ア 第3の2(1)ウ（ア）について

経営権取消に係る判断過程を記録した行政文書が作成・保存されている蓋然性について、住民税賦課は、確定申告書等において所得税法（昭和40年法律33号）の規定に基づき算出された所得等により地方税法の規定に基づき賦課決定を行うものであり、経営権を変更し、又は取消す行政処分の有無や、その決裁文書、処分理由書等の存在を前提とした判断ではない。また、請求時点において、本件請求対象を現に保有していないことを確認しており、本件処分の事実認定に誤りはない。

イ 第3の2(1)ウ（イ）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項には、行政機関の文書作成義務に関する規定はなく、姫路市文書管理条例という条例も存在しない。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）は、国及び独立行政法人等の行政機関における公文書等の管理及び保存等に関する規定であり、地方公共団体に直接適用されるものではない。また、本件処分においては、経営権を取消し、又は変更する行政処分が行われた事実の存否は関わりがなく、このような処分を前提とする決裁文書、処分理由書その他の行政文書を作成する必要はなく、その義務もない。

ウ 第3の2(1)ウ（ウ）について

本件請求では、平成27年分から平成29年分までの所得の情報が求められており、廃棄された資料はそれらの年分の所得に関する資料であるため、個別の資料の名称を特定する必要はなく、特定しないことにより請求人の法的利益が損なわれることもない。本件処分においては、理由として、請求時点において現に保有していない旨を明示しており、情報公開制度及び保有個人情報開示制度は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに、市民の権利利益を保護することを目的とするものであるが、市税の賦課に係る調査過程や内部確認方法の詳細までを、非公開及び不開示の理由として法的に記載すべき義務があるとまではいえない。

エ 第3の2(1)ウ（エ）について

処分庁が行ったのは住民税賦課決定処分であり、当該処分は営業許可や経営権などの法的地位を変更し、又は取消す行政処分に該当するものではない。したがって、審査請求人が主張する「経営権を「取消した」との客観的事実」のような実質的な行政処分が存在することを前提とする主張は、その前提を欠いており、採用できない。

オ 第3の2(1)ウ（オ）について

本件処分の理由は前記(1)において、理由の明示は前記ウにおいて、それぞれ説示のと

おりであり、いずれも違法との指摘は当たらない。

カ 情報公開制度の趣旨について

情報公開制度は、行政機関が現に保有する行政文書の開示を目的とする制度であり、相続関係や課税の適否といった実体的な権利義務関係を判断する制度ではない。審査請求人の主張は、情報公開制度の枠組みを超えて、実体的な権利関係の確認を求めるものであり、審査請求の判断事項には該当しない。

キ 第3の2(2)について

弁明書において「〇〇の法的地位を変更又は取り消す処分は存在しない」との事実認定はなされていない。確定した税額データを基に徴収事務を継続することと保存期間満了後の賦課関係資料を廃棄することとは、制度上何ら矛盾しない。住民税は地方税法及び姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）に基づき賦課・徴収されるものであり、国税係争の存在をもって保存期間を延長すべきとする法令上の根拠は存在しない。

ク 第3の2(3)から2(5)まで（本件追加申立）について

（ア）第3の1(4)及び1(6)について

この審査請求は、本件処分の取消しを求めるものであり、審査請求人に対する課税処分の取消し又は不存在確認との関係は確認できない。よって、本件処分の審査に影響するものではない。

（イ）第3の1(5)について

「資料10の徴収額の算定根拠を示す賦課資料その他の関連行政文書」は、行政文書公開請求又は保有個人情報開示請求のいずれもがなされていないため、行政処分が存在しない。行政不服審査法に基づく審査請求の対象は行政庁の処分であるため、同法の適用対象外となり、今回の諮問事項には当たらない。

なお、資料10は、保存期間内の行政文書である。

3 諮問庁の意見

次のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、取り消す理由はない。

(1) 審査請求の対象

この審査請求の対象は、条例第10条第2項及び法第82条第2項に基づく本件処分の適否に限定される。具体的には、本件請求時点において、本件請求対象を「現に保有していない」とした処分庁の判断が、確認手続きとして適切であるか、関係法令に適合するかである。住民税課税処分及び徴収行為に関する審査請求人の主張は、本件処分の適否を判断する審査会の審査対象には含まれない。

(2) 本件処分について

処分庁は、本件請求対象について、物理的及び電子的に現に保有していないことを確認しており、調査義務を適切に履行している。また、本件請求対象について、7年の保存期間満了を確認しており、本件処分は適切であった。

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求について

本件請求は、本件請求対象の公開及び開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求対象は保存期間を経過し、廃棄済みであるとして非公開及び不開示とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件処

分は適切であるとしていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件請求対象の特定の妥当性について

処分庁は、本件請求に当たり審査請求人に確認をし、本件請求対象を〇〇の平成27年度分から平成29年度分までの個人住民税の賦課資料である所得回答書と特定したと説明し、本件請求の各請求書にも〇〇の平成27年から平成29年分までの市民税・県民税・所得に関する所得回答書と明記されている。これに対し、審査請求人は、経営権に関する判断結果が当該個人住民税の賦課に反映されており、当該判断過程を記録した行政文書が存在する蓋然性が高いとし、本件請求対象に当該行政文書が含まれるかのような主張をする。しかし、個人住民税の賦課について、経営権に対する処分の有無等を前提とした判断を行っていないと処分庁が説明するところ、住民税における申告書等に関して規定する地方税法、姫路市市税条例等においても当該行政文書を個人住民税の賦課資料とすべきとする規定はなく、当該主張は認められない。よって、本件請求対象の特定は妥当である。

## 3 本件請求対象の保有の有無について

- (1) 処分庁は、本件請求対象の保存期間について前記第4の1(1)のとおり7年と説明し、当該説明は合理的である。これに対し、審査請求人は、平成27年度から令和3年度までの所得について国税において係争中であり、公文書管理ガイドライン（原文ママ）等の規定から保存期間を延長する義務があると主張するが、国税における係争の事実をもって処分庁において本件請求対象の保存期間を延長すべきとする規定はなく、当該主張の趣旨を踏まえたとしても、国税における係争について処分庁は確知できる立場にないことから、保存期間を延長する義務があったとまでは認められない。
- (2) 本件請求のあった時点において、本件請求対象の保存期間である7年を経過しており、かつ、現に保有していなかったことを処分庁が確認したと説明しており、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。また、諮問庁に確認したところ、この審査請求を受け、保存文書台帳等の帳簿、文書保存場所内及び電磁的記録システム内を再度探索したが、現に保有していないとのことであり、当該探索方法についても特に問題があるとはいえない。
- (3) 以上から、処分庁において本件請求対象を保有しているとは認められない。

## 4 理由の提示の妥当性について

本件処分の各通知書の「公開しない理由」欄には「当該行政文書は保存年限（7年）経過により廃棄済みであり、存在しません。」と、「開示をしないこととした理由」欄には「開示請求のあった保有個人情報、保存期間（7年）が経過し廃棄済みにより、不開示とした。」と記載されている。これに対し、審査請求人は、「調査経過（どの部局・記録を確認したか）」が具体的に記載されていないことから、理由提示義務違反であると主張する。確かに、審査請求人の主張するように調査経過が記載されていれば、より丁寧な理由の提示となるとはいえる。しかし、本件処分の各通知書には本件請求対象を保有していないという事実に加え、これを保有していない根拠が記載されており、これらの記載から十分に本件処分の理由を認識し得るものとなっている。よって、理由提示の不備があるとは認められない。

## 5 本件追加申立について

### (1) 第3の1(4)及び1(6)について

これらは、審査請求人に対する課税処分に関する不服であり、条例第17条及び法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する当審査会への諮問の対象外である。

### (2) 第3の1(5)について

資料 10 は、審査請求人に対する課税処分に関する文書であると認められるところ、本件請求対象は審査請求人以外の者の情報であるため、本件請求対象に資料 10 の情報が含まれるとは認められないことから、諮問の対象とはなり得ない。

(3) 以上から、本件追加申立についての判断は行わない。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 7 付言

本件処分の各通知書の「行政文書の名称」欄及び「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄の記載は「住民税の賦課」となっており、本件請求対象の特定について不明確な記載であると認められる。本件請求にあつては、前記 2 のとおり処分庁において審査請求人に本件請求対象が所得回答書である旨聴取して本件請求対象を特定しており、かつ、各請求書に平成 27 年から平成 29 年分までの市民税・県民税・所得に関する所得回答書と明記されているものの、なお、本件処分の各通知書の記載からは本件請求対象の特定に関する請求者の正確な理解を妨げ、ひいては、請求者の正当な利益を損なうおそれがあるといえる。よって、処分庁は、今後、条例第 10 条及び法第 82 条の趣旨を踏まえ、通知書には、特段の支障がない限り、原則として具体的な名称等を明示すべきである。

### 第 6 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 審 査 の 経 過

| 年月日       | 審査会         | 経過                |
|-----------|-------------|-------------------|
| 令和8年1月28日 | —           | 諮問書提出             |
| 令和8年3月12日 | —           | 諮問書（追加）提出         |
| 令和8年3月23日 | 令和7年度第6回審査会 | 諮問説明<br>審議        |
| 令和8年4月17日 | 令和8年度第1回審査会 | 審査請求人口頭意見陳述<br>審議 |
| 令和8年5月15日 | 令和8年度第2回審査会 | 審議                |
| 令和8年6月19日 | 令和8年度第4回審査会 | 審議                |
| 令和8年6月29日 | —           | 答申                |